

学校感染症による出席停止扱いについて

群馬県立女子大学学長

学校保健安全法第 19 条により、学生が感染症にかかっており、若しくはかかっている疑いがあり、又はかかるおそれがある場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐために、学長は出席を停止させることができるとされています。

下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法施行規則で定められた期間を出席停止としますので、自宅で療養に努めてください。

病気回復後、登校する時には、下記の「治癒証明書」に医師の証明を受け、大学事務局学生係に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

第 1 種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）
第 2 種	上記の他、 <u>新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症</u> インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、髄膜炎 菌性髄膜炎
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※

※その他の感染症（ノロウイルス感染症、サルモネラ感染症、マイコプラズマ菌感染症等）は、学校医の意見により第 3 種感染症として扱う場合がある。

出席停止期間（学校保健安全法施行規則第 19 条）

【第 1 種】 治癒するまで

【第 2 種】 下記のとおり

病 名	出 席 停 止 期 間
インフルエンザ	発症後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後 3 日を過ぎるまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 疹	発疹が消失するまで
水 痘	全ての発疹が「かさぶた」になるまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで

【第 3 種】 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第 3 種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【その他】

第 1 種、第 2 種の感染症に家族がかかっている場合、また、地域に流行している場合等、その状況により、登校について医師の意見、許可等が必要な場合もある。

治 癒 証 明 書

群馬県立女子大学

学籍番号

氏名

病名

上記感染症のため 月 日 ~ 月 日まで治療しておりましたが、
現在治癒し、他への感染のおそれがないものと認め、通学しても支障がないことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名